

平成28年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

平成28年12月21日

12月21日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 競（公）売買受適格証明願に対する意見について
日程第8 議案第8号 農地利用最適化推進委員の辞職について
日程第9 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
日程第10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第11 報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第12 報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第13 報告第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について
日程第14 報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鶉 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 はつ子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	飯	田	利	彦
農地班長	越	川	泰	克	副主幹	林		光	夫
主任主事	佐	々	木	卓	也				

開会 午後 1時29分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成28年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 冨澤克彦委員、12番 内山勝己委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

先に郵送した資料において、日程第1 議案第1号 ないし 日程第13 報告第6号の提案を予定しておりましたが、本日配布した議案第8号を日程第8として上程し、報告案件について、報告第1号を日程第9とし、以降順次繰り下げて、日程第14として、日程を変更して提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番および3番は関連案件であります。

譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、5番は関連案件であります。

譲受人が農地所有適格法人として、農業経営に参入するため農地を借り受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人の社会福祉法人が通所者の就労支援とリハビリに役立てるため、農地を借り受けるものであります。

なお、本件について、別紙に配布の法令抜粋資料をご参照していただきたいと思ます。

では、農地法施行令の抜粋でございます。その中に、第2条があります。第2条の第1項第1号ハ、赤くしるしが付いているかと思うのですが、その条文の中に「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として云々とありまして、ちょっと間を省略させていただきます、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」ということで、この社会福祉事業につきましては、通所者の就労支援と当該目的に農地を借り受まして、その目的を達するためということで、特に問題ないことといたします。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号10番、譲受人が父親より農地を受贈して、農業経営を行うものであります。

以上、10件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 伊藤はつこ委員。

15番伊藤委員 去る、12月9日（金曜日）午後1時30分より市役所3階301号会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は10件であります。

このうち、整理番号7番については現地調査を行い、その他の案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢により農業経営の規模を縮小し、譲受人が贈与により譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

譲受人は借入地も含み約3町歩の耕作面積を有しており、申請地は譲受人の借り受地に隣接している耕作利便な農地であります。所有権移転後も譲受人が良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号2番、3番の2件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号2番および3番について、譲受人が同一人により一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人2名は高齢により農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、其々がお互いに協議が整い、売買にて譲り受けるものです。

申請地は譲受人の所有地に近く、耕作の利便も良いことから取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号4番、5番、6番の3件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号4番および5番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、近隣に居住している〇〇〇の所有農地と〇〇〇〇〇である〇〇〇の農地に賃借権の設定を行うものであります。

〇〇〇は現在、野菜を業者から買い受けて〇〇の製造・販売を行っておりますが、作物栽培から加工、販売を一貫して行う計画です。主な栽培作物としては、水耕栽培により、小ネギ・レタス・小松菜を計画しております。

農業経営実施計画書も適正であり、賃借権設定後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものです。

譲受人は〇〇の〇〇を主とする〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇でもあり、農地所有適格法人として香取市内に1町3反歩の耕作面積を有しております。

申請地は作付良好な優良農地であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号7番について、9番 鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇のある方の〇〇〇〇や〇〇〇〇を目的とし、通所者の農作業体験や実習農場として、社会福祉法人が賃借権の設定を受けて借り受けるものです。

取得要件については、社会福祉法人が業務の運営に必要な施設の用に供するために農地の権利を取得する場合は、例外的に許可ができるものであり、該当するものと思われま

す。譲渡人は、農機具を無償で貸与し、営農指導も行う計画です。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、例外的に許可できる要件に該当しており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、11番 菅谷委員。

1 1 番菅谷委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅から近く、通作の利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

申請地は譲受人の自宅から20から30メートルの距離であり、作付状況も良好であります。

したがって、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、所有者が居所不明のため、不在者財産管理人を選任し、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため売買にて譲り受けるものです。

譲受人は所有者の親類関係にあたり、従前より申請地を耕作・管理しており、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号10番について、14番 高木委員。

1 4 番高木委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親から後継者である息子に一部農地を贈与により譲り渡すものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、山砂採取の期間延長に伴う、山砂搬出用地の一時転用期間延長の申請であります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の計画変更の案件は1件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番について、書類等で審査した結果、実効性等は問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を○○方面に向かい○○メートルほど行った所の左側になります。

譲受人は山砂採取を営む法人であり、計画地は山砂採取事業の搬出路とのことですが。

事業につきましては、平成28年12月31日を工事完了期間としておりましたが、全体区域の拡張に伴い、工事完了期間の延長をするものです。

この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域で、第3種農地であります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番の案件について、書類等で審査した結果、実効性等問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しましたとの意見でありました。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号2番、転用を伴う賃借権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号3番、転用を伴う使用賃借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号4番から7番までは、関連案件であります。

転用を伴う地上権設定で、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

なお、本件は先月に許可相当で進達した案件ですが、一体開発面積の範囲である登記地目山林の一部について、現況が農地であるとの県からの指導を受けたため、先月進達分を取下げ、現況農地部分の面積を新たに加えて申請するものであります。

整理番号8番、転用を伴う使用賃借権設定で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号9番、一時転用を伴う賃借権設定で、山砂採取用の搬出路用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Dに該当します。

整理番号10番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域で、第3種農地であります。

整理番号11番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅および工場用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iに該当します。

なお、事前着工により始末書添付案件であります。

整理番号12番および13番は、関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で、知的障害者を対象とした就労継続支援B型施設用地とのことです。

なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。

整理番号 14 番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 15 番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第 2 種農地と判断します。

整理番号 16 番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、第 1 種農地ではありますが、不許可例外事由の O に該当します。

整理番号 17 番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことです。

申請地は、第 1 種農地ではありますが、不許可例外事由の I に該当します。

以上の 17 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 3 班 班長 伊藤はつ子委員。

1 5 番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 17 件であります。

このうち、整理番号 12 番から 16 番までは現地調査を行い、その他の案件については、写真および書類等により審査を実施いたしました。

審査結果について、報告いたします。

現地調査および書類等で審査した結果、実効性等問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しましたとの意見でありました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号 1 番について、1 番松枝委員。

1 番松枝委員 整理番号 1 番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面から〇〇〇方面に下りまして、〇〇の〇〇〇の入口に信号がありまして、その次の信号、〇〇〇〇の信号ですがその所の右側を右に右折していただきまして、〇〇メートル位進みますと〇〇〇の〇〇にぶつかります。その〇〇を渡りまして〇〇メートル位行きますと〇〇〇の東側の方に出ます。その東側の市道を左に〇〇メートルほど行った所がこの案件の土地になります。

譲受人は、現在他県のアパートに住んでおりますが、母の介護のため、実家の隣接地にある申請地へ専用住宅を建設する計画です。

用水は市水道を利用し、雨水については、自然浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、北側の市道側溝へ放流するとのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、2番、3番の2件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇の終点より手前約〇〇メートル、それを右側に入って行った所を約〇キロ進んだ所です。

賃借人は会社員であり、安定した収入を確保するため、義父所有の申請地へ賃借権を設定し、太陽光発電施設を設置する計画です。

雨水は自然浸透により処理し、周囲にL型側溝を設置して、土砂流出を防止するとのことです。隣接農地所有者である義父の同意も得ており、資金計画についても適切であるとのことから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

整理番号3について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、香取市〇〇にある〇〇〇〇の〇〇の下です。

申請地は、平成28年11月18日付けで農振除外指定となった土地で、家を継ぐため、妻の実家の近隣に専用住宅を建築する計画です。

用水は市水道を利用し、雨水については、集水桝を設置し、オーバーフロー分については市道側溝に放流し、汚水・雑排水については、合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流するとのことです。

隣接農地所有者は譲渡人で、同意を得ております。また、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 整理番号4番、5番、6番、7番の4件について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号4番から7番については、関連案件なので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇方面に向かい〇〇信号を〇〇〇〇〇〇に方に向かい、〇〇メートル位行った所の山を左折した所でございます。

本案件については、先月にも申請がありましたが、事業計画区域内において、現に耕作されている土地があるため、再度一括して申請するものであります。

なお、先月申請分については、取下願を平成28年12月1日付で受理しております。

資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇方面に向かい〇〇〇〇〇の信号を右折し、〇〇メートルほど行った所の右側です。

譲受人は、両親の生活の手助けをするため、実家付近の申請地に専用住宅およびカーポートを建築する計画とのことです。

用水は、市水道を利用し、雨水については、浸透枿を設け宅内処理、汚水・雑排水は、合併浄化槽により処理後、蒸発散槽を設置して、宅内処理する計画です。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号9について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に〇〇〇〇〇〇を過ぎた次の〇〇を右折し、〇〇〇〇〇〇〇の手前です。

譲受人は砂利採取業を営む法人であり、砂利採取事業の搬出路として一時転用する計画です。

雨水は敷地内浸透により処理するとのことです。隣接農地所有者は譲渡人であり同意も得ております。また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成28年度第9次農用地利用集積計画1番から222番までの申請であります。

議案書の14ページから117ページです。

所有権移転が5件、田で6,121㎡です。

次に、使用貸借権の再設定が5件、6,335㎡、このうち畑が2,500㎡、田が3,835㎡です。

次に、賃借権設定の新規が95件、536,469㎡、このうち田が515,990㎡、畑が20,479㎡です。

続いて、再設定が109件、520,643.74㎡、このうち田が439,339.74㎡、畑が81,304㎡です。

次に、農地中間管理事業分について、

賃借権設定の新規8件、田で76,787㎡であります。

以上、222件の第9次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号25番、26番、27番の3件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号25番、26番、27番の3件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号25番、26番、27番の3件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号83番、84番の2件について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号83番、84番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第5号 整理番号83番、84番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の5件を除く217件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の5件を除く217件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号の5件を除く217件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書の整理番号1番から7番までの申請です。

議案書の118ページから124ページです。

賃借権設定の新規が7件、田で76,787㎡であります。

以上、7件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与

の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号1番、3番、5番の3件について、審議します。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号1番、3番、5番の3件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案題6号 整理番号1番、3番、5番の3件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く4件について、審議いたします。

質疑はありませんか。

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く4件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案題6号の3件を除く4件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 買受適格証明願について。

下記のとおり買受適格証明願の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。

なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可相当の意見を附する。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番および2番は関連案件であります。

千葉県佐倉県税事務所が執行する公売に参加するための、買受適格証明願であります。

公売の方法は期日入札で、入札日は平成29年1月19日です。

申請者が公売に参加した理由は、建売分譲用地を探していたところ、千葉県佐倉県税事務所からの買受勧誘書により、整理番号1番および2番の土地について公売参加を勧められたためとのこととです。

転用計画は、建売分譲用地とのこととです。

なお、売却決定を受け農地法第5条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められ場合を除き許可いたします。

以上の2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました買受適格証明願の案件は2件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から2番の案件について、書類等で審査した結果、実効性等問題なく、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しましたとの意見でありました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番、2番の2件について、5番 飯森委員。

員会等に関する法律第 23 条の規定により推進委員の辞任について審議を求める。平成 28 年 12 月 21 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

事務局管理班長よりご説明申し上げます。

事務局管理班長 ご説明いたします。

関係条文について、読ませていただきます。

農業委員会等に関する法律第 23 条でございます。推進委員の辞任です。

「推進委員は、正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とあります。

次に、辞職願の代読をさせていただきます。

辞職願、平成 28 年 12 月 16 日、香取市農業委員会会長 伊藤 寛様。

香取市八筋川 大堀潔。

このたび、一身上の都合により、平成 28 年 12 月 31 日を持ちまして、農地利用最適化推進委員を辞職いたしたくお願いいたします。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 本件については、同意案件であるので、質疑を省略し、採決したいと思います、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

では、採決いたします。

議案第 8 号について、辞任について同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、辞任について同意することに決定いたします。

ただいま、農地利用最適化推進委員が 1 名欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、農地利用最適化推進委員の欠員の補充について、日程に追加し、直ちに議題とさせていただきます。

これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

欠員の補充に関し、規程等があれば事務局より説明を求めます。

事務局管理班長 香取市農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程ということになります。

第8条でございます。「推進委員の補充、農業委員会は罷免失職や辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、この告示に定めるところにより速やかに推進委員の補充に務めなければならない」とあります。

それともう一つです。推進委員につきましては、市の告示によりまして、担当区域を定めてございます。今回、辞職をされます大堀推進委員につきましては、担当地区が新島地区ということで、告示において2名が定員となっております。1名欠員ということで、一部の区域において担当推進委員の不在ということでは支障があるかと思われますので、規程等にしたいがまま、推進委員の補充をするべきではないかと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農地利用最適化推進委員の欠員の補充については、規程に従い補充することとし、事務手続きについては事務局が行うということに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、農地利用最適化推進委員の欠員の補充については、規程に従い補充することとし、事務手続きについては事務局が行うことにいたします。

◎日程第9 報告第1号から報告第6

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第5条の規程による許可申請書の取下げについて。下記のとおり農地法第5条の規程による許可申請書について、取下げがあったので報告する。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

取下げは1件であります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は10件であります。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、52件であります。

報告第4号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第5号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり、廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年12月21日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

報告は5件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対

しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時42分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人